

令和5年2月21日

文部科学省大臣 永岡桂子様
宗教法人審議会 御中

中山国際法律事務所
弁護士 中山達樹



貴省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申入書4

昨年12月来、当職が貴省宛に提出した「家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申入書」計3通に加え、改めて、貴省に求められる家庭連合への対応を追加でお伝えいたします。

貴省におかれましては、本書記載の事由をご高配いただき、家庭連合に対し解散命令の裁判を提訴しないことを、改めて申し入れます。

目次

- 第1 総論
- 第2 「より制限的でない」必要最小限の措置
- 第3 家庭連合の改革実現
- 第4 解散命令請求に代わる「より制限的でない」手段
- 第5 結語

第1 総論

貴省には、宗教法人に対し、「より制限的でない」必要最小限の措置をとることが求められる。しかるに、家庭連合への解散命令は必要最小限度の手段ではない。家庭連合との協議や行政指導等の「より制限的でない」他の手段があるからである。

第2 「より制限的でない」必要最小限の措置

申入書3(当職作成本年2月3日付け)で述べたとおり、宗教法人法の趣旨、法1条や85条「…干渉する権限を与えるものと解釈してはならない」等から、貴省の宗教法人に対する措置は、憲法上の信教の自由に配慮した上で、目的に応じた必要最小限の手段である必要がある。岸田内閣総理大臣も、昨年10月14日、「憲法の定める信教の自由の保証及び宗教法人法の趣旨を踏まえれば、宗教法人については、所轄庁による関与は抑制的であるべきである旨、国会で答弁している(資料40)。

殊に、信教の自由の侵害が最も甚だしい解散命令については、厳格な LRA 基準 (Less Restrictive Alternative = より制限的でない手段を選択すべきという基準) で憲法適合性を判断すべきとされている(資料41)。実際、オウム真理教最高裁判決も、「必要でやむを得ない」として解散命令を認めた。

第3 家庭連合の改革実現

貴省は、昨年7月の安倍元首相事件後に取り沙汰される献金に関し、家庭連合の組織性等を問題にする。しかし、この献金に関しては、家庭連合は平成21(2009)年のコンプライアンス宣言後に改革を推進しており、目覚ましい成果を挙げてきた。

1 昨年以降の取組み

殊に、昨年に過去の献金問題が取り沙汰されたことを受け、家庭連合は改めて本格的な組織改革を実現している。その概要を改めて以下に記す。

ア 「教会改革推進本部」設置(令和4年9月)

救済新法が制定・施行される前から、収入の10分の3を超える献金を受領する場
合に確認書を作成するなど、救済新法を先取りして献金問題に関する改革を実行し
ている。これら改革概要は、家庭連合のウェブサイト『教会改革推進情報 特設ペー

ジ』で丁寧に説明されている¹。

・救済新法を先取りした教会改革

救済新法	教会改革案
寄附により、個人・配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする配慮義務	収入の10分の3を超える献金受領 ⇒ 確認書と受領書の発行
寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにする配慮義務	未証伝道⇒禁止 名目献金⇒名目以外の用途の禁止
靈感等による知見を用いた告知の禁止	家系図（因縁トーク）、運勢鑑定、霊能力等を用いた献金奨励⇒禁止 ※定期的な無記名アンケートの実施
寄附に際して、借入れ、および財産処分による資金調達を要求することの禁止	新たな借入れによる献金⇒禁止 居住建物等の売却による献金⇒禁止 特別な収入（上記以外の資産売却、遺産相続、預金解約等）による献金 ⇒ 生計をともにする家族の同意

宗教二世問題については、現役の二世信者20人を教区長に登用し、二世信者からの相談を容易にする仕組み作りも行っている。

イ 「献金を受領する際のガイドライン」「教会改革のガイドライン(基本方針)」策定(令和5年1月)

今年も、ガイドラインを拡充して、献金被害の発生をさらに抑止している(資料42、43)。

- ① 新たな借入れによる献金、居住建物等の売却による献金を禁止し、特別な収入（上記以外の資産売却、遺産相続、預金解約等）による献金につき、生計を共にする家族の同意を必要とする
- ② 家系図や運勢鑑定、不安を煽るような霊界の話等を用いた献金奨励の禁止の再徹底、及び聖書や教理に基づく指導の強化
- ③ 認知症・精神疾患からの献金を原則として受領しない
- ④ 伝道をする際の家庭連合であることの明示

ウ 改革内容説明会(令和4年12月)

上記改革内容を、発表に先立ち、全国12地域において教会改革推進本部長自らが説明した。

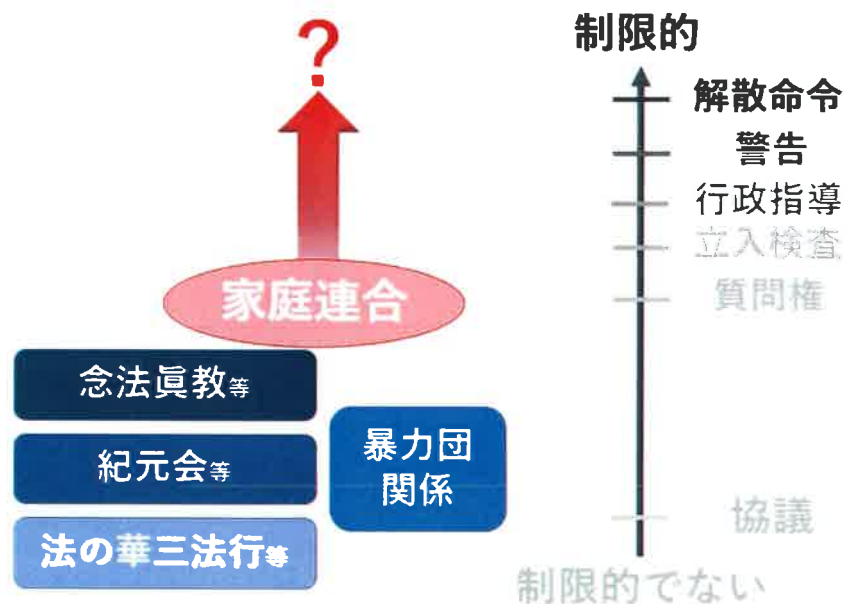
¹ <https://ffwpu.jp/reformation/index.html>

2 改革の実現

2009年のコンプライアンス宣言後、上記のような改革が奏功したため、献金に関する裁判はその後4件(2016年3月以降の7年間はゼロ件)に激減した。

第4 解散命令請求に代わる「より制限的でない」手段

このように、献金につき改革を実現している家庭連合に対しては、解散命令以外の、より制限的ではない他の手段が存在する。



それどころか、民法上の不法行為をやめさせる目的であれば、その目的は救済新法の制定によってすでに達成されたといえる。いずれにせよ、「目的に応じた必要最小限の手段は何か」を慎重に吟味されたい。

1 警告・行政指導

申入書3で触れたとおり、会社法や一般社団・財団法人法の解散命令に先立っては、「書面による警告」を行い、改善の機会を与えることが必要である(会社法824条等)。宗教法人に対しては、信教の自由を保護すべくこの機会を与える必要性はより高いものの、家庭連合に対しては警告も行政指導もない。

2 事実上の対応 –「任意の面接」

最も「より制限的でない」必要最小限の手段は、家庭連合との協議を行い、改善の余地を探ることである。貴省文化庁も、『宗教法人運営のガイドブック』33頁で：

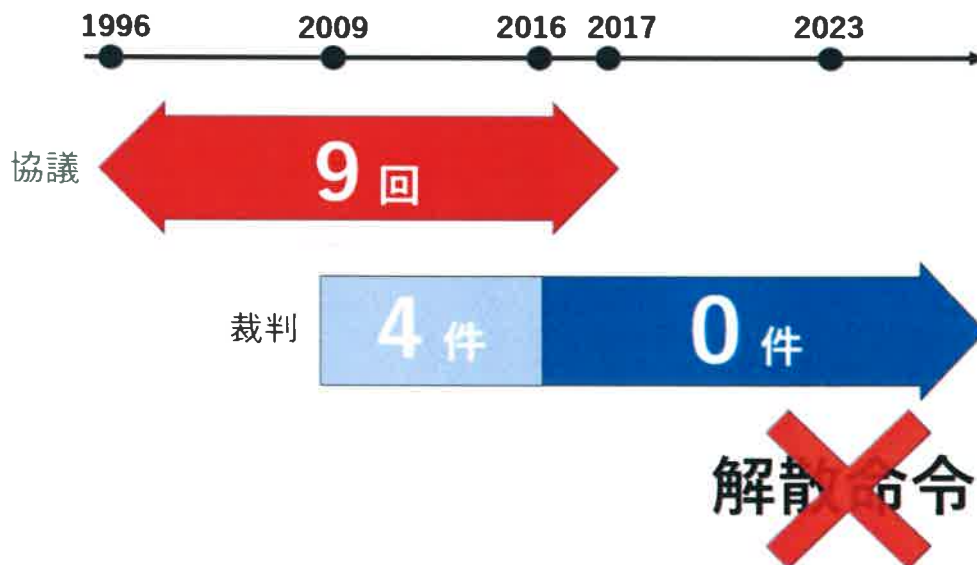
「信教の自由に配慮して、宗教法人の協力を得た上で、任意の

お尋ねをすることがあります。これはこれまでも行われている

こと(で、法律上の権限に基づくものではありません)」

と説明し、解散が疑われる際の効果的な選択肢として「任意のお尋ね」を挙げている(資料44)。

実際、貴省は、過去に家庭連合への献金等が取り沙汰された際、質問権行使ではなく、任意の協力を求める対応を行ってきた。具体的には、貴省は、平成8(1997)年以降、家庭連合に対して少なくとも9回にわたり、「事実上の対応」として、「任意の協力を得て、面接により活動内容を聴取する」手段をとり、適正な管理運営や個別事案への誠実な対応を口頭で申し入れてきた(全国弁連からの国家賠償請求を棄却した平成29年2月6日東京地裁判決、資料26の16頁)。



その9回の面接後、上図のとおり、献金裁判はほとんど提起されていない(最近の7年はゼロ件)。つまり、この「任意の面接」後に、組織性・悪質性・継続性を高める事実はなく、解散命令を「必要やむを得ない」とする事情は発生していない。しかるに、法81条のどの解散事由の疑いがあるかも全く告知せず、いきなり解散命令を発するのは、家庭連合にとって「不意打ち」極まりなく、信教の自由を大きく侵害する。

また、貴省及び当局は、申入書2の9頁で記載したとおり、遅くとも平成6(1994)年から約30年にわたり、家庭連合へ解散命令を求めない判断を維持してきた。特に平成29年の上記東京地裁の事件では、貴省自身が、上記「事実上の方法」で対応したことを理由に解散命令不行使の適法性を主張していた(資料26の8頁)。その後、献金裁判は発生していない。そうであるのに、万一、今、解散命令を発動せんとするの

であれば、平成29年までに「解散命令を行使しない」と判断したこととの理由の違いは何であろうか。

なお、貴省は、宗教法人法に基づく備付書類を提出していない宗教法人に対し、過料措置に先立ち、事実上の対応たる督促を行っている。このように、貴省も権限行使に固執せず、「より制限的でない」措置を柔軟に講じている。

3 公平性 – 他の宗教法人との均衡

現状で貴省が最も考慮すべきは、他の宗教法人との公平な取扱いである。これまでの申入書で問題提起したとおり、念法真教・法友之会・紀元会・空海密教大金龍院等の集団リンチ殺人等の刑事事件を犯した宗教法人に対し、貴省は、解散命令はおろか、(質問権制定後に)質問権行使すらしなかった。念法真教と法友之会は、信者から解散命令の請求を受けつつ、裁判所は解散命令を下していない。

なお、新たに確認された事実として、念法真教と法友之会同様、宗教法人世界救世教も、昭和43年、信者に心霊療法を施して死亡させるという事件を起こし、昭和46年5月19日に解散命令の請求を受けた(資料45)。昭和47年5月には、理事2名が贈賄容疑で逮捕されたものの、解散命令は下されず、現在も宗教法人として現存している。

このように、少なくとも上記3つの宗教法人が、集団リンチの態様で信者を死に至らしめ、解散命令の裁判を受けつつ、現在も宗教法人として活動している。これらの宗教法人との均衡を今一度ご検討いただきたい。

第5 結語

以上のとおり、貴省には、解散命令ではなく、家庭連合との協議等のより制限的でない手段が存在する。一方、家庭連合には、貴省から何が問題視されているか(献金、組織体制等)、判然としない。

そこで、貴省におかれては、家庭連合との協議等の「より制限的でない」手段をとることにより、活動内容や問題点(もしあれば)を十分に把握した上で、目的及び問題の程度に応じた必要最小限の対応を講じていただきたい。

以上